

○主な改正内容（概要） 令和5年4月1日適用

1. 被扶養者の収入要件（認定基準額）

被扶養者の認定にあたり確認する収入要件（原則として年額130万円未満）のうち、年額130万円以上の収入がある場合であっても、年額180万円未満の収入であれば被扶養者として認定することができる者^{*}を以下のとおり改正する。

^{*}被扶養者として認定するためには、収入要件以外の要件も満たしている必要があります。

次の①又は②に該当する者は、年額180万円未満の収入であれば被扶養者として認定することができる。

改正前	改正後
①障害年金受給者	①公的年金（国民年金法及び厚生年金保険法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付。以下同様。）のうち障害給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者
②60歳以上の公的年金受給者	②60歳以上の者

2. 父母合算基準額

上記1.「被扶養者の収入要件（認定基準額）」の改正に伴い、『父母合算基準額』を以下のとおり改正する。

[父母合算に係る収入合計額の認定基準額]

区分（改正前）	区分（改正後）	収入合計額 （認定基準額）
父母ともに60歳未満（障害年金受給者を除く。）又は60歳以上で公的年金受給者でない者	父母ともに60歳未満（公的年金のうち、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者を除く。）	130 + 130 = 260万円
父母のいずれかが障害年金受給者 又は60歳以上で公的年金受給者	父母のいずれか一方が、公的年金のうち、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者	130 + 180 = 310万円
父母ともに障害年金受給者又は60歳以上で公的年金受給者	父母ともに、公的年金のうち、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者	180 + 180 = 360万円

(父母合算基準額とは)

被扶養者認定上の『被扶養者の収入要件(認定基準額)』は前記のとおりですが、父母等の双方またはいずれか一方を認定する場合は、「夫婦相互扶助」の観点から、父母等の年間収入の合算額が判断基準に追加されます。

これにより、認定を受けようとする被扶養者が父母等の場合、父母等双方の収入合計額が、次の表の区分に応じた合計収入額を超える場合は、被扶養者として認定することができません。